

基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験の合理的配慮についての申合せ

基幹教育院長 裁定

平成30年 4月 25日

一部 改正

平成30年11月 28日

1. 趣旨

本申合せは、「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて」に基づき、基幹教育における障害のある学生に対する授業・試験の合理的配慮について定めるものである。

2. 合理的配慮の協議（別紙「修学支援の流れ図」⑤）

学生支援課から「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書」（以下、「合理的配慮要望書」という。）を受理した基幹教育教務係は、基幹教育院副院長と協議し、検討結果の報告を受けた基幹教育院長は合理的配慮内容を決定する。（⑤）

- ・ 科目の特性上、配慮内容に個別の確認が必要な事案については、基幹教育科目実施班長（専門チーム長）に相談する。
- ・ 学生の面接対応者が基幹教育科目実施班長（専門チーム長）及び授業担当教員との早期の面談が必要であると判断した場合には、学生の同意の下に、合理的配慮要望書の提出前に必要な情報を提供することができる。

3. 合理的配慮内容の通知（流れ図⑦⑧⑨）

基幹教育教務係及び基幹教育テクニカルスタッフ（以下「テクニカルスタッフ」という。）は、基幹教育院長名義で「授業・試験・生活等に関する合理的配慮について（様式1）」（以下、「合理的配慮依頼文」という。）を作成する。

この配慮依頼文を、基幹教育教務係から基幹教育科目実施班長（専門チーム長）及び授業担当教員へ送付するとともに（⑦）、合理的配慮依頼文の写しを学生支援課に送付する。（⑧）

また、基幹教育教務係は、基幹教育院長名義で「授業・試験・生活等に関する合理的配慮について（様式2）」（以下、「合理的配慮通知文」という。）を作成し、学生へ送付する。（⑨）

4. 合理的配慮の実施（流れ図⑩⑪⑫）

配慮の実施については以下のとおりとする。

- （1） 授業担当教員は、授業・試験における合理的配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。（⑩⑫）

ただし、特別な措置を要する科目（基幹教育セミナー、課題協学科目、健康・スポーツ科学演習等）については、当該科目実施班長と協議し、決定・実施する。

- （2） 授業担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、基幹教育教務係と協議する。（⑪）

5. 基幹教育のみでの対応が困難な事案の報告相談（流れ図⑬⑭⑮）

監督責任者（基幹教育院長）は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談する。（⑬）

6. 配慮内容の情報収集・共有（流れ図⑥）

授業担当教員は、学生の合理的配慮の内容についてeポートフォリオに入力し、教職員等と情報共有を図る。

また、学生の基幹教育科目での配慮要望・内容については基幹教育教務係と学生の所属部局担当係は情報共有に努める。（⑥）

7. 不服申立

学生は、監督責任者（基幹教育院長）が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

8. その他

この申合せに定める障害のある学生に対する授業・試験の配慮について必要な事項は別に定める。

附 記

1. この申合せは、平成30年度から実施する。

附 記

1. この申合せは、平成30年12月1日から実施する。

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿（授業担当教員名・基幹教育科目実施班長・チーム長）

基幹教育院長

授業・試験・生活等に関する合理的配慮について（依頼）

はじめに、この通知につきましては依頼者のプライバシーに配慮し、厳正な管理のもとに保管いただきますようお願いいたします。

先生のご担当されている科目等におきまして、次の学生について、合理的配慮が必要と判断されましたのでご連絡いたします。

この配慮は、先生と学生と相談の上、科目の目的・特性等に照らして先生のご判断で実施の可否や実施方法等の最終決定がなされることとなります。

また、配慮実施にあたっての準備は、必要に応じて、教務担当係等との相談のうえで行われます。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

1. 学生氏名
2. 学生番号
3. 本人の連絡先 TEL: _____ E-mail: _____
4. 科目名・実施時限名

曜日・時限	科目名	担当教員名

5. 配慮を要している理由等
6. 要望されている配慮内容
 - ・
 - ・
7. 建設的対話の方法に関する連絡（該当する項目にチェック（）しています。）
 - 授業前後等に学生から直接、もしくはメール等で教員に連絡があります
 - 基幹教育院テクニカルスタッフから教員に連絡があります
8. 教員から学生へ配慮内容についての連絡（該当する項目にチェック（）しています。）
 - 可
 - 不可

平成 28 年に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国立大学法人である本学では合理的配慮の提供は法的義務となります。

- ・まずは学生と教員で話し合う建設的対話をおこない、配慮の方法について合意形成に至ることが必要です。
- ・成績評価の際にはダブルスタンダードを設けるなどせず、あくまで評価方法の工夫により、同じ能力の習得を保障する必要があります。

【本件についての問い合わせ先】

担当部課 基幹教育課 基幹教育教務係

電話 092-802-5941～5945

メール gazkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

【配慮内容に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室

電話 092-802-5859

メール inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿 (学生)

基幹教育院長

授業・試験・生活等に関する合理的配慮について (通知)

貴殿から要望のありました授業・試験・生活等に関する合理的配慮について、別紙 (授業・試験・生活等に関する合理的配慮について (依頼)) のとおり対応を決定しました。

この配慮は、支援等を求める授業担当等の教員と学生と相談の上、科目の目的・特性等に照らして教員の判断で実施の可否や実施方法等の最終決定がなされることとなりますので、担当教員と連絡をとり、合理的配慮の内容について相談してください。

【本件についての問い合わせ先】

担当部課 基幹教育課 基幹教育教務係

電話 092-802-5941~5945

メール gazkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp